

第2次

おだわら男女共同参画プラン

(平成28年度～32年度)

～概要版～

平成28年3月

小田原市



◆計画の概要

○男女共同参画とは

「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」です。

○計画改定の目的

本計画は「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（男女共同参画社会基本法第2条）という男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画社会基本法第14条第3項で定められた市町村男女共同参画計画として策定するものです。

「おだわら男女共同参画プラン」は、計画期間が平成23年度から平成28年度までとなっていたが、国や県の計画を反映し、より現在の社会情勢に合った計画とするため、計画期間を1年前倒して新たに策定したものです。

○計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、小田原市の総合計画である「おだわらTRYプラン」を補完する特定課題に対応した個別計画です。

また、本計画の基本方針Ⅳの施策の方向1「配偶者等からの暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、小田原市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）として位置付けています。

さらに、基本方針Ⅱの施策の方向1「多様な生き方のための支援」及び、施策の方向2「男性における男女共同参画の促進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画としても位置付けています。

* 男女共同参画社会基本法第2条
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

- ◆計画の概要 … 1
 - 男女共同参画とは … 1
 - 計画改定の目的 … 1
 - 計画の位置付け … 1
 - 計画体系図 … 3
- ◆計画の内容 … 4
 - 基本方針Ⅰ … 4
 - 基本方針Ⅱ … 6
 - 基本方針Ⅲ … 9
 - 基本方針Ⅳ … 11
- ◆推進体制と進行管理…14

◆計画の位置付け

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日公布・施行）

5つの基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

国の責務（第 8 条）

- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会形成に関する施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務（第 9 条）

- ・基本理念にのっとり、男女共同参画社会形成に関する施策を実施
- ・区域の特性に応じた施策の策定・実施

国民の責務（第 10 条）

- ・男女共同参画社会の形成に寄与

男女共同参画基本計画
（第 13 条）

国：計画策定義務

男女共同参画計画
（第 14 条）

都道府県：計画策定義務
市町村：計画策定努力義務

男女共同参画社会基本計画

第 4 次：27 年～

かながわ男女共同参画推進プラン

第 3 次：25 年度～29 年度

おだわら男女共同参画プラン

第 2 次：28 年度～32 年度

【基本方針】

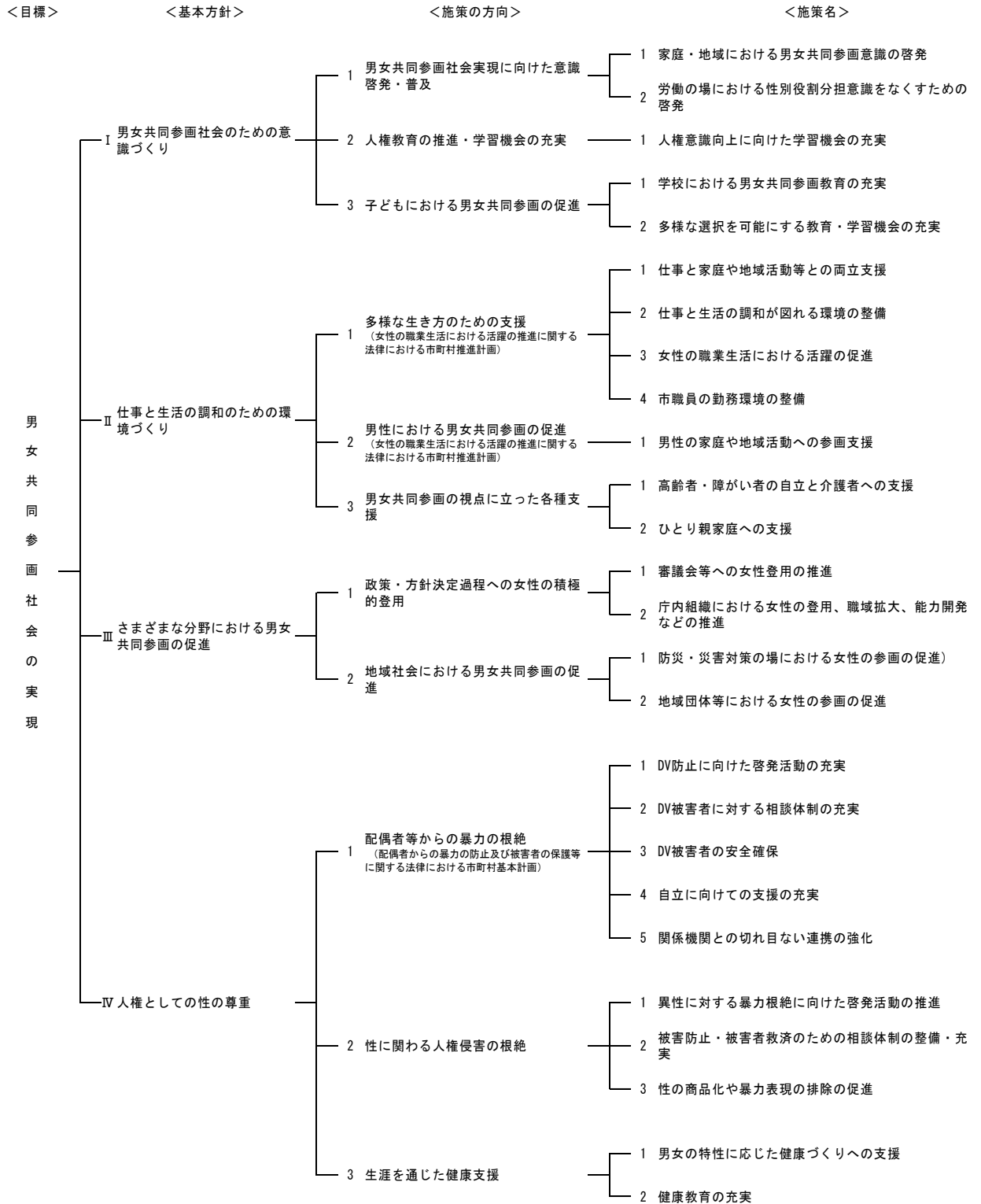
- 1 男女共同参画社会のための意識づくり
- 2 仕事と生活の調和のための環境づくり
- 3 さまざまな分野における男女共同参画の促進
- 4 人権としての性の尊重

おだわら TRY プラン

（第 5 次小田原市総合計画）

前期：23 年度～28 年度
後期：29 年度～34 年度

◆計画体系図



◆計画の内容

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会のための意識づくり

現状と課題

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに代表される固定的性別役割分担意識について、男女共同参画市民意識調査では、「賛成」及び「どちらかといえば賛成」が42.7%、「どちらかといえば反対」及び「反対」が39.2%で賛成が反対を上回っています。

その他、男女共同参画市民意識調査では、学校教育の場において男女間が平等であると感じている人は73.1%となっていますが、職場と政治の場においては、男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。

男女を問わず、自らの意思が尊重される生き方ができるよう、様々な世代に対して啓発や学習機会を提供し、固定的性別役割分担意識の解消に努めていく必要があります。

施策の方向 1 男女共同参画社会実現に向けた意識啓発・普及

固定的性別役割分担意識が、いまだ根強く残っている中、男女共同参画についての正しい知識と必要性を学ぶことは重要です。性別や年齢にとらわれず一人ひとりが多様な生き方ができる社会、一つの役割や責任を一人ではなく複数の人が担う、支えあいや思いやりのある社会を目指し、市の施設に限らず様々な場を活用して、広く男女共同参画意識の啓発を行います。

【施策名】

- 1 家庭・地域における男女共同参画意識の啓発
- 2 労働の場における性別役割分担意識をなくすための啓発



施策の方向 2 人権教育の推進・学習機会の充実

性別による偏見や差別は、個人の尊厳を侵害する人権問題の一つです。

「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される」という人権尊重意識は、男女共同参画を進める上で重要です。

講演会や講座、庁内においては職員研修などを通して、市民及び市職員の人権尊重意識を高めていきます。

【施策名】

- 1 人権意識向上に向けた学習機会の充実



施策の方向 3 子どもにおける男女共同参画の促進

これからの社会を担う子ども達の男女共同参画意識を育てるには、学校、家庭、地域等での教育、学習が非常に重要です。

学校においては、発達段階に応じて、男女の平等や互いの人権を尊重し合える意識づくりを行います。

また、子ども達に次代の親としての意識を醸成する取組を行うとともに、身近なロールモデルである保護者に対しても、学習の場や情報を提供していきます。

【施策名】

- 1 学校における男女共同参画教育の充実
- 2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

成 果 目 標

No	項 目	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
1	「男女共同参画社会」という用語の周知度	45.8% (25年度)	100% (31年度)
2	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	43.9% (25年度)	50%以上 (31年度)

現状と課題

小田原市男女共同参画市民意識調査において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めていこうとする考えに、「そう思う（52.3%）」及び「どちらかといえばそう思う（39.1%）」は、9割以上を占めており、特に若い世代は高い意識を示しています。

家事、育児などを夫婦半々で分担することを理想としている人も多いですが、実際は女性が主な担い手となっており、仕事と生活のバランスは、現実と理想の間で乖離が見られます。

いまだ、結婚、出産、育児により離職する女性も多く、仕事を離れた女性が再就職できるよう支援を行っていく必要があります。

また、育児休業や介護休業を取得する男性が少なく、男女共同参画市民意識調査によると、育児休業や介護休業が取得できない理由は、「職場の理解が得られないから」が26.1%、男性の家事・育児参加については、「参加したくても労働環境により参加できない現状がある」が61.9%となっており、長時間労働を是正するなどの労働環境の改善が今後必要とされています。

施策の方向 1 多様な生き方のための支援

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）

人の生き方は、その性別によって定められるものではありません。誰もが多様な生き方ができるよう、仕事と生活の両立を支援する環境を整え、男性の家庭・地域活動等への参画や、女性の職業生活における活躍を促進します。

【施策名】

- 1 仕事と家庭や地域活動等との両立支援
- 2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備
- 3 女性の職業生活における活躍の促進
- 4 市職員の勤務環境の整備

施策の方向 2 男性における男女共同参画の促進

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画)

「男女共同参画社会」は女性だけのためのものではありません。「男は家族を養うもの」といった固定的性別役割分担意識にとらわれず、自らが望むバランスで働くことは、男性にとっても重要です。男性にとっての男女共同参画の意義や家庭や地域への関わりを促進するための啓発事業を行うとともに、男性が家事・育児に参画する意識づくりを進めます。

【施策名】

- 1 男性の家庭や地域活動への参画支援



施策の方向 3 男女共同参画の視点に立った各種支援

核家族化、未婚化が進んだことにより、依然、介護者の負担は大きく、介護により仕事を離職したり、介護疲れなどの肉体的、精神的な問題が生じています。

また、高齢単身女性や母子家庭に多い経済的不安や、地域における高齢単身男性や父子世帯の孤立などの問題もあります。性別を問わず、援助を必要とする人々が安心して暮らせる社会とは、男女共同参画を進める上での前提であり、援助を必要とする人々及びそれを支える人々に対する支援を行います。

【施策名】

- 1 高齢者・障がい者の自立と介護者への支援
- 2 ひとり親家庭への支援

成 果 目 標

No	項 目	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
1	保育園の待機児童数	16人 (27年度)	0人 (31年度)
2	小田原市男性職員	配偶者出産休暇取得率	71.9% (26年度)
		育児参加のための休暇取得率	14.0% (26年度)
3	小田原市職員の年次休暇年平均取得日数	7.4日 (26年度)	11日 (32年度)

基本方針Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画の促進

現状と課題

本市では、政策・方針決定過程への女性の積極的登用を進めるため、審議会等への女性の参画について目標値を定め、全庁的に取り組んできました。

庁内組織においては、性別を問わない採用、人事配置を目指し、職域の拡大を進めています。

一方で、地域での女性の役職の登用率は、依然低い数値となっており、政策決定における女性の意思の反映は課題となっています。政治、経済、地域などあらゆる場で、男女が対等に参画できる社会が求められています。

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の積極的登用

政策・方針決定過程においては、男女双方の意見を反映させていく必要がありますが、女性の参画が進んでいない分野もあり、調和のとれた意思決定がなされているとはいえません。

企業や関係団体に対し、男女共同参画への理解と協力を働きかけ、女性の積極的な登用を進めていきます。

【施策名】

- 1 審議会等への女性登用の推進
- 2 庁内組織における女性の登用、職域拡大、能力開発などの推進

施策の方向 2 地域社会における男女共同参画の促進

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災をきっかけとして、防災・災害対策のあらゆる場面において女性の参画は重要であるという認識が深まりました。本市でもこれまで以上に、防災・災害対策において女性の視点を取り入れていきます。

また、自治会など地域団体においても、女性の参画、役職への登用が進むよう働きかけを行います。

【施策名】

- 1 防災・災害対策の場における女性の参画の推進
- 2 地域団体等における女性の参画の促進

成 果 目 標

No	項 目	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)	
1	審議会等への女性参画率	28.1% (27年度)	40%以上 60%未満 (32年度)	
2	小田原市防災会議での女性委員の割合	21.1% (27年度)	30%以上 (32年度)	
3	女性の昇任希望率	主査級から係長級へ	51.0% (26年度)	70%以上 (32年度)
		副課長級から課長級へ	24.0% (26年度)	30%以上 (32年度)



基本方針Ⅳ 人権としての性の尊重

現状と課題

全国的に、DV被害経験者は、20.3%と5人に1人が被害者になっている状況で、本市の男女共同参画意識調査でも、被害経験があると答えた人は17.9%にのびます。性別にみると、男性の14.1%、女性の20.8%が経験ありと答えており、もはやDVは女性だけの問題とは言えません。

神奈川県では平成26年11月から「DVに悩む男性のための相談窓口」を開設しており、本市でも、被害、加害を問わず、男性からの相談については、当窓口を紹介、案内しています。

DVについては、殺傷事件につながることもあることから、事件を未然に防ぐためにも、関係機関と連携を強化し、被害者の安全確保に努めなくてはなりません。

また、被害者が新たな場所で自立した生活を安心して送ることができるよう安定した経済的基盤の確立や子どもの養育についての支援を充実させていく必要があります。

さらに、男女共同参画の実現に向けて、男女の身体の違いを理解し合い、生涯を通じて健康を維持することは不可欠であり、性差に応じた健康支援を行うとともに、男女がお互いの人権を尊重し、セクハラ等の人権侵害が起こらないよう啓発等を進める必要があります。

施策の方向 1 配偶者からの暴力の根絶

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画)

DVは、犯罪となる行為を含む人権侵害であり、決して許されるものではありませんが、家庭内で行われることから潜在化しやすく、加害者の罪の意識は薄い傾向があります。

市では、被害者の安全確保を最優先としつつ、啓発活動をはじめ、様々な関係機関と連携しながら、相談体制を充実し、DV被害者への自立にいたる支援を行います。

【施策名】

- 1 DV防止に向けた啓発活動の推進
- 2 DV被害者に対する相談体制の充実
- 3 DV被害者の安全確保
- 4 自立に向けての支援の充実
- 5 関係機関との切れ目ない連携の強化

施策の方向 2 性に関わる人権侵害の根絶

デートDV、セクハラ、性犯罪、ストーカー行為など、異性に対する暴力が後を絶たず、近年では、インターネットを利用した犯罪や殺傷事件まで発生しています。

また、私達の身の回りには、様々なメディアから性暴力表現等を扱った情報も多いため、青少年の発達への影響を考え、啓発活動のみならず、相談体制の充実や、青少年をそのような情報から守る地域環境整備を行います。

【施策名】

- 1 異性に対する暴力根絶に向けた啓発活動の推進
- 2 被害防止・被害者救済のための相談体制の整備・充実
- 3 性の商品化や暴力表現の排除の促進

施策の方向 3 生涯を通じた健康支援

女性は妊娠や出産などを経験することから、男性とは異なるライフサイクルを持ち、それに伴い様々な問題に直面することもあります。

女性と男性とでは、身体的、生理的に違いがあることを十分に理解し合い、心身の健康に関して正確な知識や情報を得られるよう啓発を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を保障するため、健康の保持に向けた支援と同時に、不妊・不育に悩む男女への支援も行います。

【施策名】

- 1 男女の特性に応じた健康づくりの推進
- 2 健康教育の充実

成 果 目 標

No	項 目	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
1	配偶者と恋人など親しい間柄における次のような 行為を暴力と認識する人の割合 ① 交友関係や電話を細かく監視する ② 何を言っても長期間無視し続ける ③ 大声で怒鳴る ④ 生活費を渡さない	① 24.3% ② 45.6% ③ 58.9% ④ 57.7% (25年度)	① 100% ② 100% ③ 100% ④ 100% (31年度)
2	がん検診の受診率	乳がん 11.7% (26年度)	50%以上 (34年度)
	子宮がん	13.2% (26年度)	
	前立腺がん	14.2% (26年度)	

◆推進体制と進行管理

1 推進体制の整備

- ✿ 小田原市男女共同参画推進協議会
- ✿ 小田原市男女共同参画推進協議会研究部会
- ✿ 小田原市人権施策推進懇談会

2 国・県・他市町村との連携・協力の推進

- ✿ 国、県、市町村等で構成する協議会などに出席
- ✿ 情報の収集

3 関係機関などとの連携と支援

- ✿ 会議や研修への派遣
- ✿ 男女共同参画に係る市民活動の支援
- ✿ 活動拠点の整備・充実





第2次おだわら男女共同参画プラン

～概要版～

発行 小田原市 市民部 人権・男女共同参画課
〒250-8555 小田原市荻窪300
電話 (0465) 33-1725